

議案第 6 2 号

亀山市営住宅条例の一部改正について

亀山市営住宅条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 6 年 8 月 3 0 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例

亀山市営住宅条例（平成17年亀山市条例第135号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>[(1) ~ (7) 略]</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。） 第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>[(1) ~ (7) 略]</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。） 第1条第2項に規定する被害者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令</p>

った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの [3～6 略]	がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの [3～6 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。